証券コード　4250
2021年２月10日

株 主 各 位

福岡市中央区天神二丁目３番36号
株 式 会 社 フ ロ ン テ ィ ア
代表取締役社長　山　田　紀　之

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社「第17期定時株主総会」を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年２月25日（木曜日）午後６時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1.　日　　時　　2021年２月26日（金曜日）午前10時00分

2.　場　　所　　福岡県福岡市中央区天神２－３－36
ibb fukuoka 503 株式会社フロンティア内会議室

3.　目 的 事 項

報告事項　　第17期（2019年12月１日から2020年11月30日まで）
事業報告の内容報告の件

決議事項

第１号議案　　第17期（2019年12月１日から2020年11月30日まで）
計算書類承認の件

第２号議案　　定款の一部変更の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

（添付書類）

事　業　報　告

2019年12月１日から
2020年11月30日まで

1.　株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦の解決の糸口も見えないまま、世界的な大流行となった新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経済活動は深刻な景気後退に陥りました。４月の緊急事態宣言発出後、感染者数は、減少傾向となり、５月下旬の緊急事態宣言解除以降、徐々に経済活動が再開され、個人消費の持ち直しが期待されましたが、第３波の感染拡大の影響により、再び緊急事態宣言が発出される等、先行きも不透明な状況となっております。自動車業界においては、緊急事態宣言発出により、外出の自粛等で落ち込みを見せましたが、緊急事態宣言解除以降、公共交通機関の混雑を避ける動きから移動手段が変わり、自家用車の購入やサブスクリプションの利用等の新しい車の持ち方が追い風となり、新車販売台数が対前年比で10月131.6％、11月106.0％（一般社団法人「日本自動車販売協会連合会」統計資料より）と持ち直しを見せております。

このような状況の中で、当社では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも春節による中国工場の休業を見越し、手持ち在庫を手厚くしていたため、取引先への商品供給体制が滞る事態とはならず、安定供給することができ、その後取引先の在庫拡充の動きとなったことから、営業収益は増収となりました。なお、保険解約損を2,727千円、繰延税金資産の回収により法人税等調整額13,981千円を計上しております。

この結果、当事業年度の業績は、売上高918,765千円（前年同期比6.0％増加）、営業利益49,224千円（前年同期比13.9％増加）、経常利益46,103千円（前年同期比2.3％減少）、当期純利益32,372千円（前年同期比38.4％減少）となりました。

(2) 設備投資の状況

特筆すべき事項はございません。

(3) 資金調達の状況

当事業年度におきましては、主に新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響とその長期化に対する備えとして、制度融資を活用し長期借入金140,000千円の借入を実施しております。

(4) 対処すべき課題

当社は、主力のアフターパーツを販売するだけでなく、当社完全子会社（以下、フロンティア香港という。）とともに製品の企画開発、品質管理、納期管理、輸入、販売までの一貫した機能を有するファブレスメーカーとしての成長を目指しております。今後は、その実績をより堅固にし、一層の成長を確かなものとするために以下の課題に取り組んでまいります。

①　知名度の向上

当社グループは、主にアフターパーツを販売しているPB販売事業においては、高品質、低価格の商材の提供や地道な営業活動に加えて株式会社東京証券取引所TOKYO PRO Marketへの上場等で、徐々に認知度も高くなっておりますが、さらに顧客ニーズに応える製品を市場に投入し知名度の向上を目指すものです。又、OEM/ODM事業では、既に大手電子部品商社からのOEM受注実績を重ねているところですが、今後も、ファブレスメーカーとして多様な顧客ニーズ、市場ニーズに合った、製品をタイムリーに市場投入する体制を強化し、知名度の向上を図ってまいります。

② 製造委託先の拡大

当社は、製品製造にあたり、フロンティア香港を通じて中国工場において生産を委託しております。生産委託先が中国に集中していることから、為替リスクの他、政情、金融不安、文化や商慣習の違い、特有の法制度や税制変更、労働力不足や労務費上昇、知的財産権保護制度の未整備等、国際的活動の展開に伴うリスクがあります。当社グループとしては、今後の販売数量や製品アイテム数の増加に応じて、新たな委託先の発掘等を行うとともに、生産拠点の見直しを随時検討することで、カントリーリスクを最小にすべくリスクマネジメントに注力してまいります。

③ 品質・納期管理体制の強化

当社は、ファブレスメーカーとしての成長を目指す中で、今後、多品種小ロットでの生産対応が求められます。製品アイテムごとの採算管理を徹底するとともに、 現地にあるフロンティア香港を通じて、製造委託先との連携を強化し、より高いレベルでの品質管理、納期管理を徹底してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区分		第14期 2017年11月期	第15期 2018年11月期	第16期 2019年11月期	第17期 (当事業年度) 2020年11月期
売上高	(千円)	769,675	789,313	866,987	918,765
経常利益	(千円)	44,347	1,939	47,198	46,103
当期純利益	(千円)	57,235	1,194	52,592	32,372
１株当たり当期純利益	(円)	90.85	1.90	83.48	51.38
総資産	(千円)	489,025	436,430	405,945	554,109
純資産	(千円)	39,640	40,834	93,427	125,799
１株当たり純資産額	(円)	62.92	64.82	148.30	199.68

(注) 1. １株当たり当期純利益は期中平均株式数により、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。

2. 当社は、2018年５月10日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。１株当たり当期純利益、及び１株当たり純資産額につきましては、当該株式分割が第14期の期首に行われたと仮定して算定しております。

3. 記載金額につきましては、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。ただし、１株当たり情報につきましては、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
フロンティア香港 (FRONTIER INTERNATIONAL HONGKONG LIMITED)	HKD1,000,000	100.00%	自動車用品及び電子機器部品の製造管理・販売

(7) 主要な事業内容（2020年11月30日現在）

当社は、ファブレスメーカーとして、製品の企画開発、品質管理、納期管理、輸入、販売までの一貫した機能を有しております。当社は、「新たな価値の創造による新たな領域の開拓」を企業理念として掲げ、自社工場を持たないファブレスの形態を採用することで、多様な市場ニーズや顧客ニーズを開発のコンセプトとして活用し、最適な工場にて製品化し、主に以下２つの区分にて展開しております。

① Ｂ２Ｂ部門

当社が企画設計した自動車用品（サイドバイザー、フロアマット等）のアフターパーツを、提携工場にて製品化し、当社連結子会社であるフロンティア香港を通じて輸入し、自動車販売店や自動車部品卸売業者へ販売しております。

② インターネット通販部門

主に個人顧客を対象として、当社が企画設計した自動車用品の他、ペット関連用品、アウトドア関連用品等の、FUN LIFE ITEM（お客様の楽しく充実した人生をサポートする商品）を提携工場にて製品化し、当社連結子会社であるフロンティア香港を通じて輸入し、ウェブサイトにて販売しております。

(8) 重要な営業所及び工場（2020年11月30日現在）

本　　社　　福岡県福岡市
山口支店　　山口県周南市

(9) 使用人の状況

（2020年11月30日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
16名	３名増	41.8歳	4.9年

（注） 使用人数は就業員数であります。

(10) 主要な借入先の状況

（2020年11月30日現在）

借　入　先	借入金残高
株式会社商工組合中央金庫	196,412千円
株式会社西日本シティ銀行	90,000千円
株式会社広島銀行	82,249千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2020年11月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　2,520,000株

(2) 発行済株式の総数　630,000株

(3) 株主数　16名

(4) 大株主（上位11名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
山　田　紀　之	340,900	54.11
立　石　直　孝	104,000	16.51
伊　藤　一　三	60,000	9.52
石　井　悠　士	40,000	6.35
長　弘　めぐみ	20,000	3.17
LUM WAI CHEE	20,000	3.17
高橋株式会社	16,000	2.54
有限会社イージー・コンサルティング	6,000	0.95
古　賀　仁　志	5,000	0.79
廣田商事株式会社	4,000	0.63
長　弘　俊　哉	4,000	0.63

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年11月30日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山　田　紀　之	フロンティア香港代表取締役
常務取締役	立　石　直　孝	営業部長
取締役	長　弘　俊　哉	フロンティア香港取締役
取締役	前　田　　隆	株式会社トライアンド代表取締役 株式会社ポルコロッソ監査役 株式会社ボディーコープ取締役 五洋食品産業株式会社取締役 株式会社アクアネット広島取締役 株式会社エムビーエス取締役 株式会社LibWork取締役
取締役	力　丸　宣　康	力丸公認会計士事務所所長 株式会社KRパートナーズ代表取締役 株式会社デジオン監査役 九州有限責任監査法人副理事長
常勤監査役	楢　崎　俊　治	―
監査役	伊　藤　和　孝	―
監査役	小　野　智　博	弁護士法人ファースト＆タンデムスプリント法律事務所代表弁護士 TandemSprint,Inc.　CEO 高橋株式会社取締役

(注) 1. 取締役前田隆氏及び取締役力丸宣康氏は、社外取締役であります。
2. 監査役楢崎俊治氏、監査役伊藤和孝氏及び監査役小野智博氏は、社外監査役であります。
3. 監査役楢崎俊治氏は、長期にわたる人事総務全般の実務経験及び業務システムに関する幅広い経験、知識を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役伊藤和孝氏は、長期にわたる企業マネジメント業務の経験を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役小野智博氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度中に就任した取締役は次のとおりであります。
取締役　　力　丸　宣　康　2020年４月30日就任

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 当事業年度にかかる取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	人　　数(名)	報酬等の額(千円)
取　　締　　役 （うち社外取締役）	5 (2)	37,760 (4,160)
監　　査　　役 （うち社外監査役）	3 (3)	3,960 (3,960)
合　　計 （うち社外役員）	8 (5)	41,720 (8,120)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2018年６月１日開催の臨時株主総会において、年額100,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2018年６月１日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役前田隆氏は、株式会社トライアンドの代表取締役、株式会社ボディーコープ、五洋食品産業株式会社、株式会社アクアネット広島、株式会社エムビーエス、株式会社LibWorkの取締役、及び株式会社ポルコロッソの監査役を兼職しておりますが、兼職先と当社との間には特別な取引等はありません。

取締役力丸宣康氏は、力丸公認会計士事務所の所長、株式会社KRパートナーズの代表取締役、株式会社デジオンの監査役、九州有限責任監査法人の副理事長を兼職しておりますが、兼職先と当社との間には特別な取引等はありません。

監査役小野智博氏は、弁護士法人ファースト&タンデムスプリント法律事務所の代表弁護士、TandemSprint,Inc.のCEO、高橋株式会社の取締役を兼職しておりますが、兼職先と当社との間には特別な取引等はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　名	主な活動状況
取締役	前　田　　隆	当事業年度開催のすべての取締役会に出席し、主に企業経営等の知見を基に発言を行っております。
取締役	力　丸　宣　康	就任後開催の取締役会には、13回中13回出席し、主に公認会計士として会計監査分野及び税務分野における深い見識と経験を基に発言を行っております。
監査役	楢　崎　俊　治	当事業年度開催のすべての取締役会に出席し、主に人事総務全般に関する豊富な見識と経験を基に発言を行っております。また、当事業年度に開催したすべての監査役会に出席し、主に人事総務全般に関する豊富な見識と経験を基に発言を行っております。
監査役	伊　藤　和　孝	当事業年度開催の取締役会21回中19回に出席し、主に企業マネジメントに関する豊富な見識と経験を基に発言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会12回中11回に出席し、主に企業マネジメントに関する豊富な見識と経験を基に発言を行っております。
監査役	小　野　智　博	当事業年度開催の取締役会21回中19回に出席し、主に企業法務に関する豊富な見識と経験を基に発言を行っております。また、当事業年度に開催したすべての監査役会に出席し、主に企業法務に関する豊富な見識と経験を基に発言を行っております。

貸借対照表

（2020年11月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	530,813	流動負債	237,273
現金及び預金	283,439	買掛金	5,107
売掛金	76,308	短期借入金	160,000
商品	167,935	１年内返済予定の長期借入金	22,528
前払費用	2,780	未払金	21,254
その他	365	リース債務	432
貸倒引当金	△15	未払法人税等	391
固定資産	23,296	未払消費税等	11,295
有形固定資産	7,189	預り金	1,021
車両運搬具	4,735	その他	15,242
リース資産	2,283	固定負債	191,036
その他	170	長期借入金	186,133
無形固定資産	1,475	資産除去債務	2,349
ソフトウエア	1,475	リース債務	2,419
投資その他の資産	14,632	その他	134
関係会社株式	10,724	負債合計	428,309
出資金	10	純資産の部	
繰延税金資産	1,179	株主資本	125,799
その他	2,718	資本金	30,000
		資本剰余金	9,640
		資本準備金	9,640
		利益剰余金	86,159
		その他利益剰余金	86,159
		繰越利益剰余金	86,159
		純資産合計	125,799
資産合計	554,109	負債純資産合計	554,109

損益計算書

（2019年12月１日から
2020年11月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		918,765
売上原価		480,308
売上総利益		438,457
販売費及び一般管理費		389,232
営業利益		49,224
営業外収益		
受取利息	1	
受取家賃	2,256	
業務委託収入	1,607	
保険金収入	663	
雇用調整助成金	698	
その他	77	5,303
営業外費用		
支払利息	4,386	
為替差損	1,235	
保険解約損	2,727	
その他	74	8,424
経常利益		46,103
特別利益		
固定資産売却益	641	641
税引前当期純利益		46,744
法人税、住民税及び事業税	391	
法人税等調整額	13,981	14,372
当期純利益		32,372

株主資本等変動計算書

（2019年12月１日から
2020年11月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
2019年12月１日残高	30,000	9,640	53,787	93,427	93,427
当期変動額					
当期純利益			32,372	32,372	32,372
当期変動額合計	－	－	32,372	32,372	32,372
2020年11月30日残高	30,000	9,640	86,159	125,799	125,799

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

未着商品……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法によっております。
ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

車両運搬具　　４～６年

② 無形固定資産 …… 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理……税抜方式によっております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準……外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　26,230千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

営業取引（支出分）　　484,898千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	630,000	－	－	630,000

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は繰越欠損金であります。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

（金融商品に対する取組方針）

当社は、一時的な余剰資金は流動性の高い金融資産で運用し、また、短期及び長期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ等の投機的な取引は行っておりません。

（金融商品の内容及びそのリスク）

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は１年以内の支払期日であります。また、海外からの輸入に際し生じる外貨建ての買掛金は、為替の変動リスクに晒されております。借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。

（金融商品に係るリスク管理体制）

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債務について、月別に為替の変動リスクを把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

（金融商品の時価等に関する事項についての補足説明）

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	283,439	283,439	―
(2) 売掛金	76,308	76,308	―
資産計	359,747	359,747	―
(1) 買掛金	5,107	5,107	―
(2) 短期借入金	160,000	160,000	―
(3) 長期借入金（１年内返済予定を含む）	208,661	206,746	△1,914
負債計	373,768	371,853	△1,914

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（１年内返済予定を含む）

時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	事業の内容	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	フロンティア香港	(所有)直接 100.0	自動車用品及び電子機器部品の製造管理・販売	当期商品仕入高	447,610	―	―
				支払報酬料	37,287	―	―

(注) 記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

8. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たりの純資産額　199円68銭

(2) １株当たりの当期純利益　51円38銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

記載金額につきましては、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。
ただし、１株当たり情報及び金額以外の数字につきましては、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年12月１日から2020年11月30日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2021年２月９日

株式会社フロンティア　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　楢　崎　俊　治　㊞

社外監査役　伊　藤　和　孝　㊞

社外監査役　小　野　智　博　㊞

以　上

株 主 総 会 参 考 書 類

第１号議案　　第17期（2019年12月１日から2020年11月30日まで）計算書類承認の件

会社法第438条第２項に基づき、当社第17期の計算書類のご承認をお願いするものであります。

議案の内容につきましては、添付書類（８頁から13頁まで）に記載のとおりであります。

取締役会といたしましては、第17期の計算書類が、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

第２号議案　　定款の一部変更の件

１．提案の理由

（１）事業譲渡などによる事業廃止等に伴う当社事業の目的を見直し、事業目的の削除を行うものであります。

（２）全般的に語句の統一（「当会社」と「当社」、「および」と「及び」、「ならびに」と「並びに」、「または」と「又は」、「もの」と「者」）、語句の修正（「電子公告することが」と「電子公告による公告をすることが」、「株主主名簿」と「株主名簿」、「会社法370条」と「会社法第370条」、「範囲」と「額」、「責任限度額」と「責任の限度額」）を加えるためであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線＿部分が変更箇所）

現行定款	変更案
第１章　総則	第１章　総則
（商号）	（商号）
第１条　当会社は、株式会社フロンティアと称し、英文ではFrontier Inc.と表示する。	第１条　当社は、株式会社フロンティアと称し、英文ではFrontier Inc.と表示する。
（目的）	（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条　当社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．自動車の販売、 買取、 輸出入、 賃貸及びリース	【削除】
２．自動車の板金、 塗装、 修理及び整備	【削除】
３．自動車の部品、 付属品、工具、その他日用雑貨品の製造、販売、取付及び輸出入	１．自動車の部品、 付属品、工具、その他日用雑貨品の製造、販売、取付及び輸出入
４．前号に掲げる業務のOEM、ODM等の開発、設計、製造受託	２．前号に掲げる業務のOEM、ODM等の開発、設計、製造受託
５．自動車の販売活動、整備に関する人材育成のための教育、研修およびコンサルタント	【削除】
６．インターネットのホームページの企画立案、製作	３．インターネットのホームページの企画立案、製作
７．物流コンサルティング業	４．物流コンサルティング業
８．倉庫業	５．倉庫業
９．倉庫荷扱業	６．倉庫荷扱業
10．荷造業	７．荷造業

現行定款	変更案
11. 貨物発送代行業 12. 電子機器部品および電気機械器具の販売、輸出入 13. 前各号に付帯関連する一切の業務 （本店の所在地） 第３条 当会社は、本店を福岡市に置く。 （機関構成） 第４条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１） （条文省略） （２） （条文省略） （３） （条文省略） （公告方法） 第５条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむ得ない事由によって電子公告することができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	８. 貨物発送代行業 ９. 電子機器部品及び電気機械器具の販売、輸出入 10. 前各号に付帯関連する一切の業務 （本店の所在地） 第３条 当社は、本店を福岡市に置く。 （機関構成） 第４条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１） （現行どおり） （２） （現行どおり） （３） （現行どおり） （公告方法） 第５条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむ得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
第２章 株式 （発行可能株式総数） 第６条 当会社の発行可能株式総数は、2,520,000株とする。 （単元株式数） 第７条 当会社の単元株式数は100株とする。 （単元未満株式についての権利） 第８条 当会社の株式はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１）（条文省略） （２）（条文省略） （３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 （自己株式の取得） 第９条 当会社は、会社法第165条第２項の規定により取締役会の決議によって 自己の株式を取得することができる。 （株主名簿管理人） 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２ 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ３ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主主名簿および新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。	第２章 株式 （発行可能株式総数） 第６条 当社の発行可能株式総数は、2,520,000株とする。 （単元株式数） 第７条 当社の単元株式数は100株とする。 （単元未満株式についての権利） 第８条 当社の株式はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１）（現行どおり） （２）（現行どおり） （３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 （自己株式の取得） 第９条 当社は、会社法第165条第２項の規定により取締役会の決議によって 自己の株式を取得することができる。 （株主名簿管理人） 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ２ 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ３ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

現行定款	変更案
（株式取扱規程） 第11条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第11条　当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第３章　株主総会 （招集） 第12条　当会社の定時株主総会は、毎年２月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 （定時株主総会の基準日） 第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年11月30日とする。 （招集権者および議長） 第14条　（条文省略） （株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 （決議の方法） 第16条　（条文省略） （議決権の代理行使） 第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。 ２　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。	第３章　株主総会 （招集） 第12条　当社の定時株主総会は、毎年２月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 （定時株主総会の基準日） 第13条　当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年11月30日とする。 （招集権者及び議長） 第14条　（現行どおり） （株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第15条　当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 （決議の方法） 第16条　（現行どおり） （議決権の代理行使） 第17条　株主は、当社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。 ２　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。
第４章　取締役及び取締役会 （員数） 第18条　当会社の取締役は、10名以内とする。 （選任方法） 第19条　（条文省略） （任期） 第20条　（条文省略） ２　任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。	第４章　取締役及び取締役会 （員数） 第18条　当社の取締役は、10名以内とする。 （選任方法） 第19条　（現行どおり） （任期） 第20条　（現行どおり） ２　任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

現行定款	変更案
（代表取締役及び役付取締役） 第21条　（条文省略） （取締役会の招集権者および議長） 第22条　（条文省略） （取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮できる。 ２　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 （取締役会の決議の省略） 第24条　当会社は、会社法370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。 （取締役会規程） 第25条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。 （報酬等） 第26条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 （取締役の責任免除） 第27条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する範囲とする。	（代表取締役及び役付取締役） 第21条　（現行どおり） （取締役会の招集権者及び議長） 第22条　（現行どおり） （取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮できる。 ２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 （取締役会の決議の省略） 第24条　当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。 （取締役会規定規程） 第25条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。 （報酬等） 第26条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 （取締役の責任免除） 第27条　当社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　当社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　監査役及び監査役会 （員数） 第28条　当会社の監査役は、３名以内とする。	第５章　監査役及び監査役会 （員数） 第28条　当社の監査役は、３名以内とする。

現行定款	変更案
第29条～第35条（条文省略）	第29条～第35条（現行どおり）
（監査役の責任免除） 第36条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額とする。	（監査役の責任免除） 第36条　当社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　当社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第６章　計算	第６章　計算
（事業年度） 第37条　当会社の事業年度は、毎年12月１日から翌年11月30日までの１年とする。 （剰余金の配当の基準日） 第38条　当会社の期末配当の基準日は、毎年11月30日とする。 （中間配当） 第39条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年５月31日を基準日として中間配当をすることができる。 （配当金の除斥期間） 第40条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。	（事業年度） 第37条　当社の事業年度は、毎年12月１日から翌年11月30日までの１年とする。 （剰余金の配当の基準日） 第38条　当社の期末配当の基準日は、毎年11月30日とする。 （中間配当） 第39条　当社は、取締役会の決議によって、毎年５月31日を基準日として中間配当をすることができる。 （配当金の除斥期間） 第40条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

以　上

株主総会会場ご案内図

【会　場】　福岡県福岡市中央区天神２－３－36

ibb fukuoka 503

株式会社フロンティア内会議室

【電　話】　092－791－8688

【交　通】＜公共交通機関をご利用の場合＞

●JR博多駅より

・福岡市営地下鉄　　地下鉄空港線　天神駅下車、徒歩15分

・西　鉄　バ　ス　　博多バスターミナル1Ｆ（４のりば）、または、

博多駅前Ａのりば

天神警固（けご）神社・三越前下車

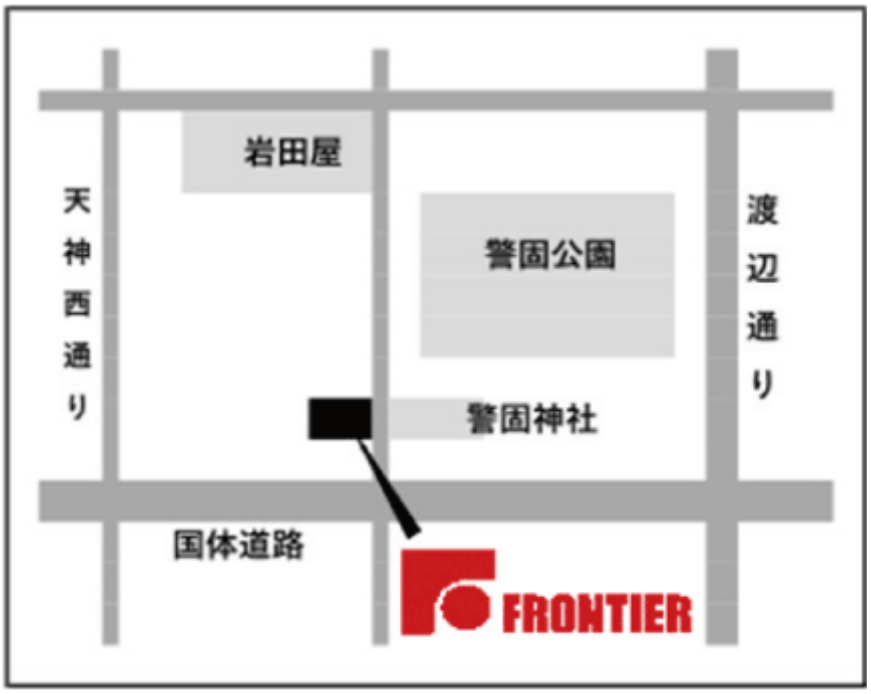

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

ご来場を検討されている株主様へのお願い

（１）本株主総会会場へのご来場を検討されている株主様は、株主総会当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
（２）本株主総会会場において、感染予防のための措置として、ご来場の株主様の検温、手指消毒、マスク着用の確認をさせていただきます。なお、37.5℃以上の発熱、咳などの症状が見られました株主様については、本株主総会会場へのご入場をお断りさせていただく場合がございます。

当社の対応

● 当社役員、運営スタッフ等は、マスクを着用させていただきます。
● 受付にアルコール消毒液を設置いたします。又、予備のマスクもご用意いたします。
手指消毒、マスク着用にご協力ください。